

令和6年11月29日保医発1129第11号

「DPC制度への参加等への手続きについて」の一部改正について（抜粋）

第1 （略）

2 DPC制度への参加について

（1） DPC制度への参加とは、当該病院名が係数告示別表第一から第三までの病院の欄に掲載されることをいう。

（2） DPC制度への参加時期・参加要件について

① DPC制度への参加時期は、診療報酬改定時とする。

② DPC制度に参加できる病院は、DPC準備病院であって、DPC制度への参加の届出を行う時点において、1の（2）に定めるDPC対象病院の基準を全て満たしている病院であること。なお、1の（2）の④、⑤及び⑥については、診療報酬改定に使用する当該病院のデータ（当該病院がDPC制度に参加する前々年度の10月から前年度の9月までのデータ）により、厚生労働省保険局医療課において判断する。

（3） DPC制度への参加の届出について

DPC制度への参加を希望する病院は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙1「DPC制度への参加に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとする。なお、当該届出書の受付については、厚生労働省において診療報酬改定の6か月前以前の一定期間を受付期間として設定し各DPC準備病院に連絡するので、当該期間内に提出すること。

3 （略）

4 DPC制度からの退出について

（1） DPC制度からの退出日と診療報酬の取扱い

① 退出日について

DPC制度からの退出日とは、全ての入院患者について、医科点数表により算定を行うこととなる日をいう。

② 診療報酬の取扱い

DPC制度から退出する場合は、退出日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。

（例） 6月1日退出の場合

ア 3月31日以前に入院した患者は、5月31日までは診断群分類点数表にて算定し、以降は医科点数表にて算定

イ 4月1日以降新たに入院した患者は、4月1日より医科点数表にて算定

(2) 退出の手続き

D P C 制度から退出する意向がある病院（特定機能病院を除く。）は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙8「D P C 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該届出を行った病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてD P C 制度から退出するものとする（診療報酬改定の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。

なお、診療報酬改定以外の時期にD P C 制度から退出する場合の手続きについては、以下に定めるとおりとする。

① ～ ④（略）

(3) (4)（略）

第2 D P C 準備病院

1 D P C 準備病院の基準について

(1) （略）

(2) D P C 準備病院となることを希望する病院は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙13「D P C 準備病院届出書」及び別紙14「D P C 準備病院届出書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとする。なお、当該届出書の受付については、厚生労働省において診療報酬改定の6か月前以前の一定期間を受付期間として設定し、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うものとする。

2 D P C 準備病院の辞退について

D P C 準備病院を辞退する場合は、別紙15「D P C 準備病院辞退届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

（以下～（略）～）